

## 2. 栗原市立幼稚園の保育年数及び適正規模，適正配置について

栗原市の幼稚園を概観すると，合併以前の旧町村の各種事情により幼稚園の保育年数や受け入れ園児の定員設定など地域により違いがみられる。

例えば，次ページの表のように，各地域によって3年保育や2年保育の別があり，築館，若柳地区においては1年保育となっている。また，幼稚園規模，収容定員や配置についても各地域により違いがみられる。

同じ栗原市民が住む地域によって，幼稚園に通園する園児の受益サービスという点で違いがあることは望ましくなく，速やかに是正する必要がある。

また，市民の共通の願いは「子どもを安心して生み育てられる」ことであり，「幼児教育の質の向上」を多くの市民が望んでいる。

以上のことから，幼稚園の保育年数，適正規模，適正配置について，例えば「預かり保育<sup>2)</sup>」の拡充も含めて様々な観点から検討することとした。

### (1) 幼稚園の保育年数について

合併前の旧町村の事情をそのまま引き継いだことによって，幼稚園の保育年数に1～3年の違いがある。築館，若柳地区では私立幼稚園との共存の観点から1年保育となってきている。

#### ア) 旧町村で異なる保育年数と定員充足率

平成18年5月1日現在で栗原市には，市立幼稚園22園，私立幼稚園が2園ある。

市立幼稚園は，旧町村の事情によって，保育年数の違いがあり，施設の整備状況や受け入れ園児の定員設定でも違いが生じている現状となっている。

このような現状であるが，在籍園児で定員充足率を見ると市内全体では63.3%になっている。さらに各幼稚園ともに規定上は，年齢児ごとの定員は設定していないが，施設規模を勘案し便宜的に年齢児ごとに区分しての定員充足率をみると3歳児で93.3%，4歳児で83.7%になり，5歳児になると61.4%という結果になる。

これは，市内幼稚園24園のうち3歳児保育を実施しているのが5園（うち私立2園）で定員150人，4歳児保育を実施しているのが16園で定員575人となっている。これらに比較して5歳児の全定員が940人となっている。

言い換えれば，市内全体の幼児数と在籍状況を見ると，保育所の存在を考慮しても3歳児，4歳児では，受け入れ施設が不足し，5歳児では施設に余裕があることを示している。

現在の3歳児，4歳児の定員充足率を見ると市民のニーズが高いことを示しており，今後は，施設の問題があるものの市立幼稚園の保育年数のバラツキを調整し，速やかに3年保育体制に移行することが，幼児教育の充実と公平なサービスを実現するうえで必要と考えた。

<sup>2)</sup>幼稚園の「預かり保育」は，幼稚園の教育時間以外に，家庭において保育に欠ける園児を対象に預かり保育を実施しています。なお，「家庭において保育に欠ける園児」とは，「家庭において幼稚園の教育時間以外に，保育者がいないなどの理由で適切な保育ができないもの」と規定しています。(教育委員会規則第18号)

【栗原市内幼稚園の在籍園児の現状（平成 18 年 5 月 1 日現在）】

幼稚園名	在籍園児数				定員				定員充足率			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
築館幼稚園			42	42			70	70			60.0%	60.0%
聖マリア幼稚園	19	47	27	93	30	70	70	170	63.3%	67.1%	38.6%	54.7%
玉沢幼稚園			19	19			35	35			54.3%	54.3%
宮野幼稚園			19	19			35	35			54.3%	54.3%
富野幼稚園			6	6			35	35			17.1%	17.1%
若柳幼稚園			68	68			105	105			64.8%	64.8%
よしの幼稚園	25	40	2	67	20	30	30	80	125.0%	133.3%	6.7%	83.8%
有賀幼稚園			10	10			35	35			28.6%	28.6%
大岡幼稚園			6	6			35	35			17.1%	17.1%
畑岡幼稚園			15	15			35	35			42.9%	42.9%
岩ヶ崎幼稚園		33	27	60		30	60	90		110.0%	45.0%	66.7%
尾松幼稚園		19	25	44		35	35	70		54.3%	71.4%	62.9%
文字幼稚園		4	5	9		10	15	25		40.0%	33.3%	36.0%
栗駒幼稚園		6	8	14		10	20	30		60.0%	40.0%	46.7%
宝来幼稚園		7	6	13		10	10	20		70.0%	60.0%	65.0%
鳥矢崎幼稚園		11	8	19		10	20	30		110.0%	40.0%	63.3%
高清水幼稚園		26	23	49		35	35	70		74.3%	65.7%	70.0%
一迫幼稚園		51	64	115		70	70	140		72.9%	91.4%	82.1%
金田幼稚園		10	12	22		35	35	70		28.6%	34.3%	31.4%
瀬峰幼稚園		44	43	87		60	60	120		73.3%	71.7%	72.5%
鶯沢幼稚園		20	28	48		35	35	70		57.1%	80.0%	68.6%
金成幼稚園	26	24	36	86	20	25	30	75	130.0%	96.0%	120.0%	114.7%
ふたば幼稚園	61	61	65	187	70	105	105	280	87.1%	58.1%	61.9%	66.8%
花山幼稚園	9	3	7	19	10	15	15	40	90.0%	20.0%	46.7%	47.5%
<b>合計</b>	<b>140</b>	<b>406</b>	<b>571</b>	<b>1,117</b>	<b>150</b>	<b>575</b>	<b>940</b>	<b>1,765</b>	<b>93.3%</b>	<b>83.7%</b>	<b>61.4%</b>	<b>63.3%</b>

年齢毎の定員は、各施設規模を勘案し便宜的に算定したもので、規定上は合計定員の設定のみである。

定員は、施設の整備状況や旧町村で設定した状態のままで、一律ではない。

斜体字は「私立幼稚園」を示している。

イ) 幼稚園と保育所への就園・入所状況

幼稚園は、文部科学省が所管し、満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に幼児を保育しその発達を助長することを目的とし「幼稚園教育要領」に基づき教育が行われている。保育所は、厚生労働省が所管し、保育に欠けるその乳児又は幼児を対象に養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子供を育成することを目的とし「保育所保育指針」に基づき保育及び教育が行われている。

最近は、保育所保育指針の内容を幼稚園教育要領に近づける改正がされ、同時に幼稚園における「預かり保育」の実施により、その役割は、似かよってきている。

3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所への入園児・入所児を見ると、市内全体の5歳児615人のうち613人(幼稚園571人,保育所42人)で99.7%の就園率となり、4歳児が619人のうち553人(幼稚園406人,保育所147人)で89.3%の就園率、3歳児では586人のうち357人(幼稚園140人,保育所217人)で60.9%の就園率となっている。

### 【幼稚園・保育所の就園・入所状況(平成18年5月1日現在)】

地区名	0歳児			1歳児			2歳児			3歳児			4歳児			5歳児			
	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	
築館	13	120	10.8%	28	108	25.95%	50	126	39.7%	69	124	55.6%	94	133	70.7%	118	116	101.7%	
若柳	7	85	8.2%	23	97	23.7%	30	104	28.8%	73	119	61.3%	84	110	76.4%	102	100	102.0%	
栗駒	3	73	4.1%	21	79	26.6%	29	87	33.3%	30	73	41.1%	83	85	97.6%	79	80	98.8%	
高清水	7	31	22.6%	9	27	33.3%	11	35	31.4%	15	30	50.0%	41	41	100.0%	34	33	103.0%	
一迫	5	45	11.1%	21	51	41.2%	15	46	32.6%	25	55	45.5%	61	60	101.7%	76	76	100.0%	
瀬峰	2	28	7.1%	14	44	31.8%	14	42	33.3%	13	43	30.2%	54	49	110.2%	49	50	98.0%	
鶯沢	4	14	28.6%	2	15	13.3%	6	10	60.0%	11	22	50.0%	21	21	100.0%	29	29	100.0%	
金成	6	47	12.8%	12	45	26.7%	31	54	57.4%	49	51	96.1%	50	55	96.1%	54	58	93.1%	
志波姫	7	54	13.0%	17	51	33.3%	17	54	31.5%	61	60	101.7%	61	61	100.0%	65	65	100.0%	
花山		7			5			2			9	9	100.0%	3	4	75.0%	7	8	87.5%
市外保育所	1			1			2			2			1						
合計	55	504	10.9%	148	522	28.4%	205	560	36.6%	357	586	60.9%	553	619	89.3%	613	615	99.7%	

「就園数」は地区内所在施設毎の合計、「在住数」は地区毎の在住する実数。

0～2歳児は保育所に入所し、3～5歳児は幼稚園と保育所の双方に就園・入所する受け入れとなり、低年齢児ほど就園率が下がっているのは、市民ニーズが低いのではなく、受け入れ施設の体制の違いが関連しているためであると推察できる。

3～5歳児では、いずれも高い割合で幼稚園または保育所に在籍しており、市民の「幼児教育」や「子育て支援」に対する期待が高まっているといえる。

### ウ) 預かり保育の拡充

幼稚園は1日の教育時間が4時間を標準とされており、市立幼稚園では「教育時間以外に、家庭において保育者がいないなどの理由で適切な保育ができないものを対象」として、預かり保育を「降園時から午後6時まで(長期休業期間は午前8時から午後6時まで)」実施している。

幼稚園の預かり保育は、市内10地区のうち7地区で実施している。そのうち4地区では、次ページの表のとおり複数の幼稚園から1園に集約して預かり保育を実施している。また未実

施の3地区のうち2地区は幼稚園・保育所の一元化により、午後以降も引き続き保育が必要な園児は保育所への入所が可能となっている。

預かり保育は、7地区で200人の定員に対して、188人(平成18年5月1日現在)の在園で一部地区を除くとほぼ定員を満たしている。

### 【栗原市立幼稚園の預かり保育の現状(平成18年5月1日現在)】

幼稚園名	預かり保育			備 考
	在園児数	定員	充足率	
<b>築館幼稚園</b>	24	24	20	120.0%
玉沢幼稚園			-	
宮野幼稚園			-	
富野幼稚園			-	
<b>若柳幼稚園</b>	15	15	15	100.0%
有賀幼稚園			-	
大岡幼稚園			-	
畑岡幼稚園			-	
岩ヶ崎幼稚園	21		-	預かりで移動
<b>尾松幼稚園</b>	9	31	35	88.6%
文字幼稚園			-	小学校施設を利用
栗駒幼稚園			-	
宝来幼稚園			-	
鳥矢崎幼稚園	1		-	預かりで移動
高清水幼稚園		-	-	
<b>一迫幼稚園</b>	30	35	40	87.5%
金田幼稚園	5		-	小学校施設を利用
瀬峰幼稚園		-	-	預かりで移動
<b>鷹沢幼稚園</b>	22	22	20	110.0%
金成幼稚園		-	-	
<b>ふたば幼稚園</b>	55	55	60	91.7%
<b>花山幼稚園</b>	6	6	10	60.0%
<b>合 計</b>	188	188	200	94.0%

備考欄の「」は小学校と別敷地、「」は小学校同一敷地、「」は幼保一元化施設である。

網掛けは預かり保育を実施している幼稚園である。

は、集約先を示している。なお、園児の移動は、バスなどにより行われている。

核家族化・保護者の共働き世帯の増加などにより、毎年、預かり保育の申し込み状況を見ても市民ニーズは高いと推定されるが、現状は施設・職員の体制が整わずニーズに応えきれない状況となっている。

責任を持って子育てする保護者の支援としての預かり保育の実施は必要なこととして充実し存続することが必要である。

また、預かり保育に対する保護者の願いの中には、自宅周辺に同年代の幼児がいないため「子ども同士がふれあう機会」を確保したいという切実な事情も含まれている。この願いは、幼児の成長段階に応じた社会性を涵養することにつながり、今後検討されるべき課題といえる。

さらに、幼稚園・保育所の機能を補完しあうことを目的に施行された「認定子ども園<sup>3)</sup>」制度の活用とともに、文部科学省及び厚生労働省が検討を進めている幼稚園・保育所の制度としての一元化を目指した制度検討の動向を見極め、対象幼児の将来推計などを基に検討することが必要となってくる。

<sup>3)</sup>認定子ども園の解説については、次ページに記載しています。

子どもを安心して生み育てることのできる「学府くりはら」の実現のためには、「預かり保育」の拡充、「認定子ども園」制度の活用、さらには幼保一元化を目指す国の動向等を踏まえ、あらゆる方策を検討し、実現していくことが重要であると考えます。

### 幼稚園の保育年数について（検討の中間まとめ）

現在の保育年数の差異を是正し、幼稚園の保育年数は、3年とする  
施設の整備と職員の配置を検討し、市内全域で3年保育が早期に実現できるよう努める  
「預かり保育」は、人数及び内容のニーズを正確に把握して実施できるよう努める  
地域事情を考慮したうえで幼稚園・保育所の一元化を推進し、幼児教育・子育て支援を充実させる

<sup>3)</sup>認定子ども園は、保育所でも幼稚園でもない、全く別の第三の施設として設けるものではなく、保育所と幼稚園が持っている機能に着目して、それぞれにはない機能を付加することによって、認定を受ける制度となっています。

例えば、保育所は、保護者が就労等の理由で養育できない子どもだけを預かる施設ですが、そうではない子どもの受け入れも可能にし、幼稚園と同様の教育機能を付加したりすることで認定を受けることができます。また、幼稚園は、保護者の就労等の状況は問いませんが、原則4時間の教育となりますので、共働きの家庭では預けることができませんでしたが、従来の4時間に加えて預かる時間を長時間にする、いわゆる保育所機能を付加することで、共働き家庭の子どもも預けられるようにし認定を受けることができます。

## (2) 幼稚園の適正規模及び適正配置について

幼稚園は、幼児を保育し、年齢に応じた発達を助長することを目的とし、保護者の希望により入園を認めているため、その適正規模については小・中学校とは異なり、一律に学級数等で比較検討することには無理がある。

そのため、現在の栗原市の取り組みを検証し、「1学級あたりの人数」を栗原市として独自基準を定め、これをもとに適正規模として検討していくことが必要と考えた。

また、適正配置の課題についても、現有の施設のみで検討を進めると種々の無理が生じてくるため、小・中学校の適正配置の方向性を見極めながら進めることが必要である。

### ア) 1学級あたりの適正人数

幼稚園設置基準(文部科学省令)第3条で「1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。」と規定しているが、年齢に応じた学級編制の基準は規定していない。第2条では、「設置基準は幼稚園を設置するのに必要な最低限の基準を示すもので、設置者は幼稚園の水準向上に努めなければならない。」と努力規定を設けている。

同じ年齢の幼児を対象とする保育所の場合、「児童福祉施設最低基準(厚生省令)」で保育士の配置基準として「3歳児20人につき保育士1人、4歳児以上30人につき保育士1人」として示している。

栗原市立幼稚園で実際の学級編制(平成18年5月1日現在)は、3歳児で1学級20人程度、4歳児・5歳児が1学級30人程度で編制されている。

【幼稚園の学級編制状況(平成18年5月1日現在)】

名称	在籍園児数					学級数					
	3歳児	4歳児	5歳児	預かり	計	3歳児	4歳児	5歳児	預かり	計	計 (預り除)
築館幼稚園			42	24	42			2	1	3	2
聖マリア幼稚園	19	47	27		93	2	3	1		6	6
玉沢幼稚園			19		19			1		1	1
宮野幼稚園			19		19			1		1	1
富野幼稚園			6		6			1		1	1
若柳幼稚園			68	15	68			3	1	4	3
よしの幼稚園	25	40	2		67	2	2	(1)		4	4
有賀幼稚園			10		10			1		1	1
大岡幼稚園			6		6			1		1	1
畑岡幼稚園			15		15			1		1	1
岩ヶ崎幼稚園		33	27	21	60		2	1		3	3
尾松幼稚園		19	25	9	44		1	1	2	4	2
文字幼稚園		4	5		9		1	1		2	2
栗駒幼稚園		6	8		14		1	1		2	2
宝来幼稚園		7	6		13		1	1		2	2
鳥矢崎幼稚園		11	8	1	19		1	1		2	2
高清水幼稚園		26	23		49		2	1		3	3
一迫幼稚園		51	64	30	115		2	2	2	6	4
金田幼稚園		10	12	5	22		1	1		2	2
瀬峰幼稚園		44	43		87		2	2		4	4
篤沢幼稚園		20	28	22	48		1	1	1	3	2
金成幼稚園	26	24	36		86	1	1	1		3	3
ふたば幼稚園	61	61	65	55	187	3	3	2	2	10	8
花山幼稚園	9	3	7	6	19	1	1	1	1	4	3
計24園	140	406	571	188	1,117	7	24	30	10	71	61

斜体字は「私立幼稚園」を示している。

以上のことから、今後の幼保一元化の進展状況も考慮すると、1学級あたり3歳児を20人、4・5歳児は30人を学級適正人数の標準として設定することが望ましい。

## イ) 幼稚園の適正規模

現行法制上は、幼稚園の適正規模を示す規定はなく、幼稚園規模の設定は、設置者の裁量に委ねられている。

幼稚園は、集団生活の場であり、様々な人々と出会う場で、そこで、自分とは異なる様々な個性を持った友達と接することになる。そこには、子どもと教師・子ども同士が関わり合いながら、他の人々と親しみ、支え合って生活するための、自立心を育て、人と関わる力が養われていくためにも、一定の集団を形成することが求められる。

幼稚園設置基準第4条で学級編制は「学年の初めの日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。」と規定されている。

「ア）1学級あたりの適正人数」で示した学級人数の標準を前提とする。そのうえで、集団活動として十分な教育活動の困難な小規模学級を解消し、幼稚園全体としても一定の集団となることが望ましい。

## ウ) 幼稚園と小学校の関連

栗原市では、幼稚園の通園区域が小学校の通学区域よりも大きな通園区域となっているところがある。例えば、金成地区と若柳地区の一部及び一迫地区の一部がそれに該当する。

設置者である合併以前の自治体にとって、義務教育ではないため、幼稚園運営費のほぼ全額を自主財源でまかなわなければならなかったため、小学校より集約化が進展したものと思われる。

一般的には、幼稚園から小学校、中学校へと心身の成長に従って交友関係が広がっていくことが人格形成のうえから自然である。

また、幼稚園から小学校、中学校と体力的な発達段階を考えると、徒歩による通園・通学から自転車や公共交通機関の利用へとより遠距離になっていくのが通常の間であると思われる。

このことを踏まえて、幼稚園の適正配置について、小・中学校の適正配置と合わせて検討していく必要があると考える。

## エ) 私立幼稚園との共存の課題

市内には、築館、若柳地区に私立幼稚園が設置されており、2園に160名の園児（平成18年5月1日現在）が就園している。

宮城県全体の、幼稚園のうち62.2%が私立幼稚園で、幼稚園児のうち82.0%が私立幼稚園に就園している。（平成17年5月1日現在）

県内の自治体では、都市部を中心に公立幼稚園を設置しないで、幼児教育を私立幼稚園に委

ねている地域もある。

栗原市では、既存の2園の他に、私立幼稚園の新規参入の希望があれば、積極的に受け入れていき、私立幼稚園が参入しない地域に市立幼稚園を設置していくという基本的な立場に立っている。

今後は、幼稚園授業料（保育料）の保護者負担の均衡を図りながら、市立幼稚園と私立幼稚園の役割分担を明確にしていくなどの課題を整理し、市立・私立幼稚園が共存していくために公私共同の研究を進めることが必要であるとする。

## オ) 幼稚園の適正配置

これまで示してきたように、1学級の標準人数での学級編制を基に一定の集団となる規模の確保を前提とし、小学校との接続も考慮した配置を基本とする。

幼稚園・保育所の一元化、認定子ども園への移行を視野に、保育所の設置場所と地域事情を考慮しながら、市内全体でバランスのとれた配置とすることが望ましい。

### 適正規模及び適正配置について（検討の中間まとめ）

1学級あたりの適正人数は、3歳児を20人程度、4・5歳児は30人程度を標準とする

適正規模については1学級の標準定員を基礎として、集団として十分な教育活動が展開でき、全体として一定の集団となるよう努める

適正配置については幼児の発達段階及び小学校との関連にも配慮し、保育所の設置状況や地域事情を考慮し市内全体でバランスのとれた配置となるよう努力する

私立幼稚園との共存の課題は、改めて協議の場を設け研究を進めることとする



## 教育環境の条件整備

検討委員会に諮問を受け審議・検討を重ねてきたところ、学校教育環境についての諸条件の整備も必要であるという意見がだされ、審議を進めてきた。

そのため適正規模、適正配置の基本的な考え方及び具体的方策と合わせて、学校教育環境の条件整備についても報告に加え、その実現に向けて取り組みを進めることを次のとおり提言する。

### 1. 校舎等の施設設備の充実について

#### ・ 学校施設

栗原市内の小学校は、昭和50年代後半から現在までに建築された施設が多く、最も古くて建築後30年を経過している。

普通教室数が12室以上の規模を持つ学校が7校で、他は建築時期がやや最近で学級数の増加が見込めないため12室未満で整備されている状況となっている。

さらに小規模校においては、理科室と図工室やコンピュータ室と視聴覚室が兼用されているなど、特別教室の設置状況に若干の差異が生じている。

中学校は、多くが昭和40年代から昭和50年代の建築であり、建築後20年以降には大規模改造工事を施工するなど施設の維持を図っている。

建築時期が旧町村の統合中学校開設時期に集中しているため、普通学級数が9室以上の学校は6校で、この6校については特別教室の保有状況も通常の学習活動について支障はないと考えられる。

ただし、耐震診断は実施しているものの耐震補強工事が未実施の施設もあるので、学校統廃合の検討結果をふまえ早期に施行することが必要である。

以上のことから、適正規模及び適正配置を推進していく場合に、現有の小・中学校施設を活用することを前提にすると、十分に対応できない可能性がある。そのため、新たに設置することの必要性は十分に吟味検討するにしても、別地に移転して新設するという選択肢を十分に視野に入れておかなければならないものとする。

#### ・ 幼稚園施設

現在、保有する通常保育室数や預かり保育室は小学校施設を使用しているなどの現状から、3年保育の実現と施設の整備は、密接に関係している。

小・中学校の適正化後の学校施設利用や幼稚園・保育所の一元化の進展状況など「幼児教育の振興、子育て支援の充実」を推進する観点からも制度改正の動向を見極め、また、「認定子ども園」を推進するなど、栗原市の「幼児の成長にとって何が望ましいか」という視点を見失わないことが大切である。

いずれにしても、小・中学校の適正配置の実現状況と併せて、幼稚園施設の整備を進めていく必要がある。

## 2 . 通園・通学手段，通学区域について

### ・通園・通学の確実な支援

栗原市は県内自治体の中で最も広い面積であることから，適正規模を確保し，適正配置を実現すると通園・通学距離が遠距離になることが想定される。

公教育として提供する学校施設・設備，教職員の配置，特色ある学校制度などの教育諸条件について，教育機会均等の観点から市民に対して，その公平性を確保するよう努力しなければならない。

通学距離についてもその諸条件の一つであり，特に遠距離となる通園・通学については，安易に保護者に転嫁することなく確実な支援が必要になるものとする。

現在も運行されている通学・通園バスについて，初めに中学校のスクールバスとして運行し，その後幼稚園の通園バスとして運行するなど，効率的な運行とスケジュール調整を行うことによって，現有バスを最大限に有効活用することなどが考えられる。

### ・通学区域の弾力的運用と学校選択制

就学すべき学校について，学校教育法施行規則第32条第1項において，「あらかじめ保護者の意見を聴取することができる」と規定されている。この保護者の意見を踏まえて，就学校を指定する場合を一般的に「学校選択制」と言われている。

現在の栗原市において，学校選択制の制度は導入していないが，学校の適正規模の確保を実現する有効な方策といえる。

学校選択制には様々なスタイルがあり，便宜的に分類すると主に以下のようになる。

<b>自由選択制</b>	市内の全ての学校のうち，希望する学校に就学を認めるもの
<b>ブロック別選択制</b>	市内をブロックに分け，そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
<b>隣接区域選択制</b>	従来に通学区域は残したままで，隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
<b>特認校制度</b>	従来に通学区域は残したままで，特定の学校について，通学区域に関係なく，市内のどこからでも就学を認めるもの
<b>特定地域選択制</b>	従来に通学区域は残したままで，特定の地域に居住する者について，学校選択を認めるもの

### 3. 教職員等の人的支援措置について

#### ・県費負担教職員の弾力的な配置

現在宮城県独自の学級編制弾力化事業として、小学校の1・2学年において、1学級35人で編制できる教諭の加配措置が行われている。平成18年度は市内小学校2校で加配措置されているが、今後進めていく小学校の適正規模確保によって対象となる学校が増加していくことが想定される。そのため学級編制弾力化事業が継続されるよう宮城県に対しての働きかけを行う必要があると考える。

また、国庫による少人数指導加配、児童・生徒指導加配など現在も有効に活用されており、これらも継続し充実が図られるよう働きかけていく必要があると考える。

さらに、学校関係者のヒアリングでは、40人での学級編制基準が継続されるのであれば、1学級30人を超えたら0.5人の加配、あるいは小学校の低学年・中学年・高学年に各1人の加配があれば、これまで以上に充実した教育活動・学校運営が可能になるとの提起があった。これは、現職教員の生の声として真摯に受け止めるとともに、栗原市教育委員会としてもさらに研究を進め、国・県に対して制度改革を要望するなど強く働きかけていくことが必要と考える。

#### ・臨時的補助教員・学校補助員の継続配置

栗原市立学校臨時的補助教員等設置要綱（栗原市教育委員会規則）では、臨時的補助教員及び学校補助員は、「複式学級等の教育水準の維持向上を図ることを目的に、学習指導の補助及び生活介助支援を行う」と規定している。

平成18年4月1日現在で、市内の小・中学校に27人が配置されている。

臨時的補助教員及び学校補助員の設置費用は、市費での全額負担であるため待遇面で県費の臨時職員と比較して十分な待遇ができないという課題がある。

適正規模、適正配置の実施後においても、生活介助が必要な場合や個別指導を必要とする場合など、在籍する児童・生徒の状況に応じて、臨時的補助教員又は学校補助員の配置が継続される教育上の配慮が必要であると考ええる。

#### ・スクールカウンセラーの配置

現在、宮城県教育委員会により、市立中学校の9校にスクールカウンセラー（臨床心理士など）が配置され、また、中学校1校と小学校2校に教育相談員が配置されている。

現代社会を背景に、児童・生徒のみならず、保護者や教職員も複雑多岐にわたる悩みを抱えている現状があり、身近に相談できる環境が存在することが有効であると考ええる。

今後さらに迅速で確実にしかも多面的に対応していくために、スクールカウンセラーが全ての小・中学校に配置されるよう宮城県に対しての働きかけを行う必要があると考える。

## 4 . 学級編制について

### ・ 学級編制の工夫

現行法制の規定では、小学校、中学校ともに1学級を40人で編制することを標準とされているが、最近では少人数学級の実現を望む動きが活発化している。

検討委員会においても、35人学級または30人学級のような学級規模も考慮しなければならないという意見が提起されてきた。

このことについては、現行法制上の問題もあり、栗原市が独自に学級編制規模を規定することは、市単独で教員採用することが前提となり、教員人事の硬直化や市財政の将来にわたる過重負担に結びつくことから課題が多い。

学校関係者のヒアリングで確認された「少人数できめ細やかな指導が可能になる」という小規模校の良さを継続するためにも、今後小・中学校の統廃合や学区再編を具体的に進めていく際に、現行法制上の範囲内での学級編制を原則とし、1学級の編制人数についても視野に入れた学年規模を検討していくことも重要であると考えます。

例えば、小・中学校ともに1学年41人で2学級、1学年81人で3学級を編制することが可能となり、このことを視野に入れた学年規模が考えられる。

以上のような学年規模を基礎とする学級編制を考慮した統廃合や学区再編が求められ、地理的事実及び学校教育環境の条件整備並びに特色ある学校づくりなどの観点で、学級編制を工夫した弾力的な運用についても検討することが大切である。

## ・特色ある学校づくり等について

諮問を受けた「適正規模，適正配置」の検討を進める過程で，関連する「学校教育環境の条件整備」についても検討を進めてきたが，さらに「学府くりはら」の実現のためには，「特色ある学校づくり等」についても提言していく必要があるという意見が出された。

単純に小規模校を「適正規模（一定規模）」の学校にし，その学校を「適正配置」し，校舎設備等の教育環境の条件整備を提言するだけでは，教育の質の向上を求める保護者，市民のニーズを満たすことになるであろうかという趣旨の意見であった。すなわち，少子化が進行する中で市民の多くが「大切な数少ない子どもたちに良い教育を受けさせたい」と願い，「魅力ある学校づくり」や「特色ある学校づくり」に期待しているのではないかと，であるとすれば，その期待に応える必要があるという未来志向の意見である。

「地域の子どもたちが地域の学校で学びたくなる学校づくり」を模索することはごく自然なことであり，「検討委員会」としても諮問を受けた内容と深く関連するものであると考えた。

以下は，栗原市における「特色ある学校づくり等について」具体的に検討すべき項目を列挙したものであるが，その実現性を含めて今後さらに検討を進めていくこととした。

### ・小中一貫校の検討

小中一貫教育は全国各地の研究開発学校において実施中だが，まだ検証段階といえる。

身近な実例としては，登米市豊里小中学校で平成15年に豊里町(当時)が構造改革特区制度を利用し，「豊里小中一貫教育特区」を申請・認定された。平成18年4月から，カリキュラムの弾力化を行う小中一貫教育を開始し，学力向上などを目指した「3・4・2」制の導入，国・算・理・社の授業数増や小学校英語の導入などを行った。人口が少ない地域での小中一貫教育の導入であったが，次のようなメリットが報告されている。

例えば，小中合わせて全校生徒554人中で7，8人程いた不登校児童が導入後の平成18年10月頃から0人になったという。

また，一貫教育がきっかけとなって，先生にとっても良い刺激となっている。導入時は戸惑いの声も聞かれたが，今では良かったと思っている。『授業が楽しい』といった子どもたちの声も聞こえるようになった。導入後に児童生徒を対象に実施したアンケート調査からも見ても好評だということがわかる。

カリキュラムも，中学年部(小4～中1)からの教科担任制を取り入れたためか，例えば理科の実験が増え，目で見て耳で聞く体験型学習の機会が増えるなど子どもたちにとって楽しい授業が増えたことも影響しているようだ。教室の移動を伴う英語の授業も小4から始められ，歌やゲームで英語を楽しんでいる。

教科担任制を取り入れたことにより，教員の空き時間などもできたため，教材研究や他の教員の授業を見る時間もできるなど，自分の授業を改善していくうえでの身近な研修の機会が与えられるようになった。小学校教員の場合，複数の学級を指導するため責任も増えるが，結果的に良い刺激となっている。

栗原市においても、具体的な対応策の検討段階で「通学条件等により、統廃合や学区再編が困難な場合は、小規模校のまま存続することも考慮していくこと」になるが、この「小中一貫校」を特色ある学校づくりのひとつとして、具体的に検討する必要がある。

### ・中高一貫校の検討

中高一貫教育は戦後続いてきた6・3・3制の教育制度に対して、6年間を通じて計画的・継続的な教育を行うという新しいに試みである。平成10年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、全国各地に中高一貫校が誕生し、平成18年4月現在では197校にも及んでいる。

中高一貫校には3つの形態がある。

一つは、「連携型中高一貫校」で、市町村立中学校と県立高校等が教育課程の編成や教員・生徒間の連携交流を進め、高校の入学者選抜においても、「調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる」など、一定の条件下で連携中学校の入学について配慮していくというタイプである。宮城県内では南三陸町立の4中学校と県立の志津川高等学校が該当する。

二つは、「併設型中高一貫校」で、同一の設置者（例えば、宮城県）が設置するもので、中学校や高等学校の教育課程において学習指導要領基準の弾力的運用等の特例が認められ、中学から高校への入試は原則行わない。宮城県内においては、旧宮城県古川女子高等学校が改称し共学化した古川黎明高等学校と県立の古川黎明中学校が平成17年度より併設形でスタートし、2年目を経過しようとしている。宮城県全域からの入学を認めているため、中学校入試は数倍という高倍率である。古川地区と他地区の入学割合は約6：4となっており、広域から学習意欲の高い生徒が入学しており、今後の成果に期待が集まっている。

三つは、「中等教育学校」で、これは全く新しく創設するタイプの学校である。中学校と高等学校を一体にした学校で、教育課程は中高6年間の一貫した編成が可能で、例えば中学校段階から高校レベルの英語や数学の教育が可能になるなど、首都圏や関西の名門私立学校が先駆けて導入を開始したタイプの学校である。宮城県内の公立においては未だ導入されていないが、設置者は県でも市でも可能である。但し、新しく学校を創設するため、設置費用は多額となることが課題であるとされている。

栗原市の児童・生徒の通学動向をみると、新幹線などを利用し古川、一関、あるいは仙台圏の学校に通学する子どもたちの姿を見かけるようになってから久しい。学区外であっても「特色があつて魅力ある学校」があれば、多少の負担をいとわず通学させたいと願う保護者が少なくないと推測される。

「学府くりはら」の実現を目指す栗原市の住民が、市外に流出する子どもたちの姿をみる時、「地域の子供は地域で育てたい」「特色ある学校を地元で創れないものか」と願うのは自然な心情であろう。「特色ある学校づくり」の選択肢として、「中高一貫校」について検討することは必要であると考えらる。

### ・特認校制度導入の検討

通学区域内の児童生徒に加え、特色ある教育を希望する児童生徒を公募により通学区域外からも一定数受け入れる学校制度として、特認校制度は他の学校選択制と同様に学校選択機会の拡大の観点から導入されるものである。ほかに、児童・生徒を確保する対策の一環として小規

模校を対象に導入している地域もある。

この制度を導入するには、「選ばれる」前提としての学校の特徴が必要となってくる。

遠距離通学の問題で統合しないことを選択した場合であっても、前述（14ページ）同様に交流活動の検討と併せて特認校制度の導入などの検討が必要となってくる。

#### ・地域（教育）力と文化継承の重要性

現在の小学校設置状況は、その多くが合併前町村の旧村を単位として配置されている。

この意味において、小学校が地域の人々や長い歴史・風土に支えられてきたといえる。同時に地域に伝わる伝統的な芸能文化、風習が、それぞれの家庭・地域での伝習のみならず学校の関与によって受け継がれてきた側面もある。

生活の変化、地域社会の変容によって既に失われた面も否定できないが、今回検討している学校の適正規模、適正配置の実施によって、地域の教育文化の荒廃がさらに進むということのないように配慮する必要がある。

12ページの「・適正配置と通学距離」で述べているが、学校として適正規模を確保することを前提としつつ、適正化の推進とは別の取り組みとしても、これまで学校を支えてきた地域コミュニティとの関与の継続性を大切にしなければならない。

#### ・地域コミュニティの中心としての学校の存在

学校が地域コミュニティのセンター的役割を果たしているとの意見があった。このことは、小規模校における運動会が地域と合同開催になっていることなどに象徴されている。

また子どもたちの学習活動（郷土芸能の指導、生活科・総合的な学習の時間の指導など）において地域の方々がゲストティーチャーとして関わっていることもあげられ、結果として子どもたちによる郷土芸能の継承の役割を担ってきている。

最近では子どもたちの安全確保の観点から地域の住民が「っ子守り隊」などを組織し地域内パトロール活動が展開されたりしている。

ヒアリングの際にも意見が出された、「統廃合で学校がなくなると子どもたちの姿が見えにくくなったり、子どもたちの声が地域から聞こえなくなる」などの指摘は、地域で生活する高齢者を中心とした切実な思いとして受け止めてきた。

現実に、学校の機能として地域コミュニティを間接的に支えてきたという側面があり、例えば学校体育施設開放事業などにより小さな地域の中で、身近に利用できる公共施設として活用され、その存在感が大きく、地域の精神的な拠り所となっていることを大切にしたい。

このことは、社会教育との関連を考慮し、公民館やコミュニティ活動の推進と併せて広く検討され、活かされるべき貴重な意見であると考えられる。

## 最終答申に向けて

### 具体的な対応策について

最終答申に向けて、具体的にどの地域を対象に、どのような手法で適正規模を確保し、適正配置を実施していくのが、検討の中心となる。

栗原市の場合には、適正規模の基準に満たない学校として、小学校が約9割、中学校で7割が対象となる。

したがって検討委員会としても、現存の学校規模や配置を踏まえつつも、市内全体を見渡ししながら、地域の課題ごとにできるだけ詳細な検討を加えていく必要があると考えている。

検討内容としては、教育の質を高め適正規模を具体的に確保していくための方策、児童・生徒数等の推移や通学距離や通学支援の方法などが、重要な要素になってくると思われる。

### 適正化後の学校づくりについて

これまでの検討委員会の審議・検討において、学校の特色、魅力づくりに関連して、特に適正規模を学級数だけではなく、「1学級あたりの学級人数も考慮する必要はないか」という課題が提起されてきた。

また、通学距離の問題から統廃合しないという判断も必要で、その際に「特色ある学校」として残していくことを検討すべきであるという意見も出されており、今後の検討課題となってくる。

「特色ある学校づくり等について」でふれているが、これが単なる適正化するための条件整備ではなく、多くの市民から学校の特色、魅力づくりが学校教育環境の一環として必要だと理解され、受け入れられることが「学府くりはら」の実現に必要不可欠であると考えている。

このようなことを含めて、検討の基本として据えてきた、「教育の質の維持と向上」と「子どもたちの成長にとって何が大切か」ということを踏まえて、学校の特色、魅力づくりの視点からも、最終答申に向け継続して検討を進めていきたいと考えている。